

別紙様式1（表面）

特別な事由による欠席届

令和 年 月 日

教員殿

学部・研究科：\_\_\_\_\_  
学科・専攻：\_\_\_\_\_  
学籍番号：\_\_\_\_\_  
氏名：\_\_\_\_\_

下記理由により欠席します（しました）ので届出します。

記

- 事由： 天災その他の非常災害により、通学不能となったため  
 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に  
（罹患した・感染しているおそれがある）ため  
 忌引き（配偶者・親等【続柄：】）のため  
 裁判員・裁判員候補者として任務を果たすため  
 骨髄バンクドナー候補者又は骨髄バンクドナーとして必要な手続を行うため  
 その他（ ）ため

授業科目名	
欠席期間	令和 年 月 日（曜日） 校時から 令和 年 月 日（曜日） 校時まで

- ※ 各事由に必要な書類を裏面のとおり添付すること。
- ※ 所属する学部・研究科の学務事務担当部署において確認印を受けること。
- ※ 欠席科目が所属する学部・研究科以外の学部・研究科が開設する科目の場合は、所属する学部・研究科の学務事務担当部署に加えて、必要に応じ当該科目を開設する学部・研究科の事務担当部署においても確認印を受けること。
- ※ 欠席科目が全学共通科目の場合は、所属する学部又は研究科の学務事務担当部署に加えて、必要に応じ大学教育基盤センターの事務担当部署（修学支援課）においても確認印を受けること。
- ※ 欠席科目が多い場合は、届出を複数記入すること。
- ※ 欠席する科目の担当教員が複数の場合は、確認印が押印されたコピーを各教員に提出すること。
- ※ 確認印のない欠席届は無効とする。

①所属する学部・研究科確認印	
②欠席する科目を開設する学部・研究科 又は大学教育基盤センター確認印	

別紙様式1（裏面）

期間及び必要書類について

事由	欠席期間	必要書類
天災その他の非常災害により、通学不能となった場合	現に居住している住居等が崩壊した場合や、住居等からの通学手段が遮断された場合、回復するまでの間の内必要な期間	罹災証明書等 公的機関等の証明書
学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染したおそれがある場合	医師の診断書等に記入されている出席停止期間（2ヶ月を超えた場合を除く。）	医療機関発行の診断書
忌引き（配偶者及び3親等以内）の場合	配偶者及び1親等（父母、子※養父母・養子を含む。） →連続した7日以内 2親等（祖父母、兄弟姉妹） →連続した3日以内 3親等（曾祖父母、伯叔父母、甥姪、曾孫） →1日	「会葬御礼」等 通夜、葬儀の日程がわかるもの
裁判員又は裁判員候補者としての任務を果たす場合	裁判所へ出頭する日	裁判所からの呼出状及び出頭証明書のコピー
骨髄バンクドナー候補者又は骨髄バンクドナーとして必要な手続を行う場合	検査、採血、健康診断、入院及びその他の骨髄バンク事業に関する手続のために必要となる期間	事実を証明する書類
当該科目を開講する学部若しくは研究科の長又は大学教育基盤センター長が相当と認める場合	当該科目を開講する学部若しくは研究科の長又は大学教育基盤センター長が相当と認める期間	当該科目を開講する学部若しくは研究科の長又は大学教育基盤センター長が相当と認めることがわかる書類（当該事由の担当部署に相談すること。）

学校保健安全法施行規則（抜粋）

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
  - 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
  - 三 第三种 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。